

令和 7 年 3 月

第 22 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 前田 健造

署名委員 伊藤 勝博

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 査	係
令和 7 年 4 月 1 0 日 供覧の上、公開してよいか伺います。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

第 2 2 回 川 口 市 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

1 川口市農業委員会告示第 1 2 号

下記について付議するため、3 月 2 6 日（水）午前 10 時 00 分、市役所第一本庁舎 5 階 5 0 3 ・ 5 0 4 中会議室に、第 2 2 回川口市農業委員会会議を招集する。

川 口 市 農 業 委 員 会
会 長 松 澤 正 久

記

第 1 号議案	租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による適格者の認定について
第 2 号議案	生産緑地法第 1 0 条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業 の主たる従事者についての証明願」の認定について
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画 の決定について
第 4 号議案	令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について
第 5 号議案	資材置場等を目的とする農地転用許可の取扱いについて

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 前田 健造	1 番 森 京子	2 番 飯塚 秀行
4 番 山岡 佐智子	5 番 豊田 満	6 番 中田 裕子	7 番 中山 憲治
8 番 沖田 保	9 番 伊藤 勝博	10 番 中山 正二	

3 欠席農業委員

3 番 小櫃 敏文

4 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

5 出席職員

事務局長 佐藤 武弘 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 大塚 俊之
書記 小川 貴文

6 開会

午前 10 時 00 分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 前田 健造委員、9 番 伊藤 勝博委員を指名した。

8 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項4について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

9 議案の上程

(1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

- 1) 議長は第1号議案No.1及びNo.2は関連するため一括で上程し、説明を求めた。
- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1及びNo.2は、関連がありますので、まとめてご説明いたします。本件は、野菜を栽培し兼業農家を営む、差間の2名のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」
- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件は、農業を営んでいた被相続人の方から農地を相続し、農業を引き続いて行う2名の相続人の方が、納税猶予の特例を受けるため、本件の申請を行ったものでございます。

申請人の自宅は、差間小学校から南に150mほどの所に位置しており、No.1の申請地は自宅から東に50mほどの所に位置した6筆、計2,555㎡、No.2の申請地は自宅に隣接した1筆、554.75㎡でございます。

No.1及びNo.2の申請人はご夫婦で、ともに18歳の頃から50年以上農作業に従事しており、ヤツガシラ、サトイモ、ボウフウ等の野菜を栽培しております。

No.1の申請人である夫の現在の年間従事日数は200日で、No.2の申請人である妻の年間従事日数が200日、2人の子のそれぞれ50日、と併せて、世帯における年間従事日数は、延べ500日でございます。

本件につき、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」
- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「3月11日に事務局職員とともに、現地調査を実施いたしました。ただいまの事務局から説明のとおりでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。」
- 5) 議長は第1号議案No.1及びNo.2について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

(3) 第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

- 1) 議長は第2号議案No.1を上程し、説明を求めた。
- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、野菜を栽培し専業農家を営む、榛松のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」
- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、新郷東小学校から南東に500mほどの所に位置しており、申請地は自宅から北東に550mほどの所に位置した3筆、計951㎡でございます。

買取事由発生人は、15歳の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和7年1月3日に93歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の父で、申請地を含む5,404.00㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、申請人の妻、子の4人で、エダマメ、ピーマン等の野菜を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることになりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」
- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局職員と現地を確認して参りました。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

5) 議長は第2号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

6) 議長は第2号議案No.2上程し、説明を求めた。

7) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.2は、野菜を栽培し専業農家を営む、木曽呂のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

8) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、木曽呂小学校から南西に400mほどの所に位置しており、申請地は自宅から南東に400mほどの所に位置した1筆、1,307㎡でございます。」

買取事由発生人は、18歳の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和7年2月21日に89歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の母で、申請地を含む18,034.61㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、妻の3人で、ボウフウ、ヤツガシラ等の野菜やウメ、カイドウ等の苗木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることになりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

9) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先だって、みどり課の職員、事務局のかたと現地を確認して参りました。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

10) 議長は第2号議案No.2について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

(4) 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

1) 議長は第3号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、安行領根岸のかたから、赤山のかたへの利用権の設定で、農地を貸借する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、イイナパーク川口に隣接する市街化調整区域内の農地で、3筆、計1,159㎡でございます。」

貸付人は、当該農地に設定されていた利用権が、賃借人の不耕作を原因として取消しされたことに伴い、農地利用最適化推進委員に相談のうえ、川口市農地情報登録制度、いわゆる農地バンク制度を利用し、新たな耕作希望者を探していたところ、経営規模拡大のために農地を探していた借受人と期間10年の賃貸借を行うことで合意し、今回申請に至ったものでございます。

それでは本件について、川口市より農用地利用集積計画案の審議依頼がございましたので、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、借受人の経歴でございますが、26歳の頃から、30年ほど、花苗、野菜苗、果樹苗等を栽培しており、当市の認定農業者でございます。

次に、借受人の農業従事状況といたしましては、市内外の農地において、年間に350日程度の日数従事しており、世帯では、借受人、妻、母の3人で、のべ950日従事し、加えて2人のパートスタッフを雇用しており、本件利用権の設定後、申請地でも、同程度従事することを見込んでおります。

耕作状況は、市内で所有している1,804㎡の農地は全て耕作されており、花苗、野菜苗、果樹苗等を栽培しております。市外に所有している農地は、主に借受人の父が耕作しておりましたが、遠方にあるため、現在は、管理をするに留まっております。申請地においては、さつまいも、きくいも等の野菜を栽培し、市内の直売所等で販売をしていくとのことでございます。

また、申請地に利用権設定の妨げとなる権利者等は存在しませんでした。

以上、従事状況や耕作状況の調査結果から、計画案は本市の基本構想に沿った計画であり、農業経営基盤強化促進法の経過措置に伴う第18条第3項各号の設定要件を満たしている

と考えるので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「3月12日に事務局職員と現地を確認して参りました。ただいまの事務局から説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

- 5) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なく決定した。

(5) 第4号議案 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

- 1) 議長は第4号議案を上程し、説明を求めた。

- 2) 事務局は、内容を次のように説明した。

「前回の会議において、目標設定に関する資料を提示させていただき、ご意見を伺いました所、委員の皆様からご意見はございませんでした。

この目標設定につきましては、国の通知に基づき、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表することとされております。

本議案につきましては、前回の会議以降、新たに公開された統計データ等を反映したものとなっており、1ページの「Ⅰ 農業委員会の状況」と2ページから3ページ上段まで記載する「Ⅱ 最適化活動の目標」のうち「1 最適化活動の成果目標」につきましては、実績や統計データの更新をしたものでございます。3ページの中段以降に記載する「2 最適化活動の活動目標」につきましては、本年度と同様の目標設定といたしました。

4ページから15ページの別紙様式3につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員のそれぞれの最適化活動の点検・評価を記載するもので、目標の各数値につきましては、農業委員会の目標を按分して設定したもので、遊休農地については「新たに遊休農地を新規発生させない」ことを目標として数値目標は定めておりません。

説明は以上でございますが、本目標の設定にあたりましては、事前に埼玉県農業会議に確認いただき、適切に設定されている旨の連絡がありましたことを申し添えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。」

- 3) 議長は第4号議案について諮ったところ、全員異議なく、この内容のとおり定めるものと決定した。

(6) 第5号議案 資材置場等を目的とする農地転用許可の取扱いについて

- 1) 議長は第5号議案を上程し、説明を求めた。

- 2) 事務局は、内容を次のように説明した。

「先月の農業委員会会議でお伝えしましたが、お手元の資料1の通知2ページ目【2(1)】にありますとおり、転用許可申請の転用目的が資材置場等である場合には、国の取扱いに従って「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」を許可の条件として付すことになりました。

そもそも、国がこのような取扱いをすることとした背景には、転用目的が資材置場のような建築物の建築等を伴わない案件において、農地転用許可後、短期間で太陽光発電設備が設置されるなどの、申請時の転用目的とは別の用途に供される事例が全国で複数発生したことがございます。そのため、申請された転用計画のとおりにより工事が完了するだけでなく、その後において、確実に申請時の用途に従って利用に供されるよう、国は、許可申請者に対し3年間、実施状況報告の義務を課すことにいたしました。

この報告義務の対象となる「建築物の建築等を伴わない」転用案件には、資料2のQ&Aの3ページ【3・4問目】にあるように、資材置場に加えて駐車場が該当することが国から明示されております。

駐車場には、資材置場に入出入りするような大型車両の駐車場、コインパーキング、居住者用の駐車場など、様々な利用の形態が存在します。そこで、駐車場を転用目的とする許可申請において許可相当となる案件につき、農業委員会では、①個々の事例ごとに報告義務を許可条件として付すかどうか判断する、②一律に報告義務を許可条件として付す、のどちらで運用することが望ましいか、農業委員の皆様方にもご意見をいただきたいと考え、今回議案として上程させていただきました。

なお、事務局においては、資材置場と比較して、駐車場の利用形態は多様であることから、①面積や利用形態など個々の事例ごとに、許可条件である報告義務を付すべきであるか否かを判断することが、妥当であると考えております。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

ます。」

3) 審議内容は以下のとおりである。

議 長 「資材置場と比較して、駐車場は規模や使い方が様々です。例えば、コインパーキングや集合住宅の駐車場、などです。そのような、使用方法によって許可条件に報告義務を付すべきかどうかという事案になります。

私は、個々の案件ごとに、農業委員会で審議するのが望ましいと思います。」

4) 議長は第5号議案について諮ったところ、全員異議なく①案の運用が望ましいと決定した。

1 0 連絡事項

- ・令和8年度県農地利用の最適化施策に対する意見の提出に関する意見集約について
- ・見沼代用水土地改良区川口市内決済金単価及び対象地一覧について
- ・全国農業新聞購読料の改定について

1 1 閉会

午前11時00分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第22回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和7年3月26日

議 長

⑨

署名委員

⑨

署名委員

⑨